

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税2)
	② 上記以外の税目	(固定資産税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>①特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備：機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする)</p> <p>②研究開発税制の特例 国家戦略特別区域法に基づき、①の特別償却を受ける特定中核事業の用に供する開発研究用資産について、特別償却(45%)に加え、その減価償却費の20%を税額控除できる措置。 ・対象設備：機械・装置(4千万円以上) 開発研究用器具・備品(2千万円以上) ・特別償却率：取得価額の45% ・税額控除率：減価償却費の20%</p> <p>③固定資産税の課税標準の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、当該設備に係る課税標準となるべき価格の2分の1とする制度。</p>

			<p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第 42 条の 10 及び第 68 条の 14 において令和2年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和4年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>国家戦略特別区域法第2条第2項、第 27 条の2、同法施行規則第 1 条第1項第1号、第2号、第 10 条</p> <p>租税特別措置法第 42 条の 10、第 68 条の 14、同施行令第 27 条の 10、第 39 条の 44、</p> <p>同施行規則第 20 条の5、第 22 条の 27、</p> <p>地方税法第 23 条第1項第4号、第 72 条の 23 第1項、第 292 条第 1 項第4号、附則第 15 条第 38 項</p>
5	担当部局		内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期： 令和元年8月 分析対象期間：平成 26 年度～令和 3 年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成 26 年度：創設</p> <p>平成 27 年度：拡充</p> <p>(適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。)</p> <p>平成 28 年度：見直しの上、延長</p> <p>(特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。)</p> <p>平成 30 年度：見直しの上、延長</p> <p>(①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長)</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和2年4月1日～令和4年3月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・ 国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第1条</p> <p>この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経</p>

		<p>済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等（課税の特例）</p> <p>第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業（第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）を実施する法人であって、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・ 国家戦略特別区域基本方針（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定） （国家戦略特区制度の目的・意義） 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標4 国家戦略特区の推進</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。 その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。</p>

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。																													
10	有効性等	① 適用数	<p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税については評価を実施していない。) (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	2	3	適用法人数	0	2	1	4	5	2	2	1											
年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	2	3																								
適用法人数	0	2	1	4	5	2	2	1																								
		② 適用額	<p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用額</td> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>39</td> <td>13.62</td> <td>22.36</td> <td>15</td> <td>194</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>234.2</td> <td>54.9</td> <td>2,440</td> <td>972</td> <td>13,290</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税については評価を実施していない。) (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	年度区分		平成26	27	28	29	30	令和1	2	3	適用額	特別償却	0	39	13.62	22.36	15	194	0	0	税額控除	0	3	0	234.2	54.9	2,440	972	13,290
年度区分		平成26	27	28	29	30	令和1	2	3																							
適用額	特別償却	0	39	13.62	22.36	15	194	0	0																							
	税額控除	0	3	0	234.2	54.9	2,440	972	13,290																							

③ 減収額

《延長分》

(単位:百万円)

年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 1	2	3
法人税	0	13	3.3	24 6	609	2,74 0	1,07 2	3,40 0
法人住民 税	0	1	0.4	0.4	0.2	3	0	216
法人事業 税	0	2	0.7	0.8	0.5	7	0	478

(注)算定根拠については、別紙1参照

※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○政策目的達成の実現状況

これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め95以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している10の区域において、合計315もの事業が、それぞれ135回、40回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。これらの新たな規制改革等を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。

本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成26年度から平成30年度までは、適用12法人で、6,981百万円の設備投資の実績があり、令和元年度から令和3年度までは6法人で、100,832百万円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる(別紙2)。

○現在、本税制措置に係る具体的案件の適用に向けて各種調整を進めているところであり、現在、特区自治体から活用案件の掘り出しを行っている。実績が少ない原因として、特区及び事業者への制度の周知が不足している点が上げられる。今後は、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を検討している。

		<p>○租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況</p> <p>国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備及び民間主導の事業促進に寄与するである。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本要望の実現により、令和2年度に2法人において、972百万の減収見込額、令和3年度には1法人において、13,290百万の減収額を想定しており、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効である。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競</p>

		争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月 (平成 29 年内閣 02)

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 26 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	0 百万円		⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0 百万円		(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 百万円		②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0 百万円		⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円		②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 百万円		②×税率

○平成 27 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	39 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	3 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	16 百万円	13 百万円+1 百万円+2 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	13 百万円	(39 百万円×23.9%+3 百万円)×(1+4.4%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	1 百万円	39 百万円×23.9%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	2 百万円	1 百万円+1 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	1 百万円	39 百万円×3.1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	1 百万円	39 百万円×2.9%	②×税率

○平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	13.62 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	4.4 百万円	3.3 百万円+0.4 百万円+0.7 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3.3 百万円	(13.62 百万円×23.4%+0 百万円)×(1+4.4%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.4 百万円	13.62 百万円×23.4%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.7 百万円	0.3 百万円+0.4 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.3 百万円	13.62 百万円×1.9%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 百万円	13.62 百万円×2.9%	②×税率

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	22.36 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	234.16 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	265.2 百万円	264 百万円+0.4 百万円+0.8 百万円	⑤ +⑥+⑦
⑤ 法人税	264 百万円	$(22.36 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 234.16 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	0.4 百万円	$22.36 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	0.8 百万円	0.2 百万円+0.6 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 百万円	$22.36 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	② × 税率
⑨ 地方法人特別税	0.6 百万円	$22.36 \text{ 百万円} \times 2.9\%$	② × 税率

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	5 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	15 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	549 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	609.7 百万円	609 百万円+0.2 百万円+0.5 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	609 百万円	$(15 \text{ 百万円} \times 23.2\% + 549 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	0.2 百万円	$15 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	0.5 百万円	0.1 百万円+0.4 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.1 百万円	$15 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	② × 税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 百万円	$15 \text{ 百万円} \times 2.9\%$	⑩ × 税率

○令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	194 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	2,440 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	2,750 百万円	2,740 百万円+3 百万円+7 百万円	⑤ +⑥+⑦
⑤ 法人税	2,740 百万円	$(194 \text{ 百万円} \times 23.2\% + 2,440 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	3 百万円	$194 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	7 百万円	1 百万円+6 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	1 百万円	$194 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	② × 税率
⑨ 地方法人特別税	6 百万円	$194 \text{ 百万円} \times 2.9\%$	② × 税率

○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	972 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	1,072 百万円	1,072 百万円+0 百万円+0 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	1,072 百万円	$(0 \text{ 百万円} \times 23.2\% + 972 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$

	⑥法人住民税	0百万円	$0 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	② × 税率 × 税率
	⑦ 法人事業税	0百万円	0百万円	⑧ + ⑨
	⑧ 所得割	0百万円	$0 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	② × 税率
	⑨ 地方法人特別税	0百万円	$0 \text{ 百万円} \times 2.9\%$	② × 税率

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	1 件	特区に対する調査	
③ 特別償却実施額	13,290 百万円	特区に対する調査	
④ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
⑤ 減収額	4,094 百万円	$3,400 \text{ 百万円} + 216 \text{ 百万円} + 478 \text{ 百万円}$	⑤ + ⑥ + ⑦
⑥ 法人税	3,400 百万円	$(13,290 \text{ 百万円} \times 23.2\% + 0 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	216 百万円	$13,290 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	478 百万円	$93 \text{ 百万円} + 385 \text{ 百万円}$	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	93 百万円	$13,290 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	② × 税率
⑨ 地方法人特別税	385 百万円	$13,290 \text{ 百万円} \times 2.9\%$	③ × 税率

【国家戦略特区】特別償却又は税額控除の活用実績・見込(取得価額)

単位 (百万円)※法人数は延数

特区名	東京圏	関西圏	新潟市	養父市	沖縄県	仙北市	仙台市	愛知県	広島県 今治市	合計
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	39 (1法人)	20 (1法人)	0	0	0	0	0	0	59 (2法人)
平成28年度	0	46 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	46 (1法人)
平成29年度	20 (1法人)	3,073 (3法人)	0	0	0	0	0	0	0	3,093 (4法人)
平成30年度	681 (3法人)	3,102 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	3,783 (5法人)
令和元年度	30,895 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	30,895 (2法人)
令和2年度	12,153 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	12,153 (2法人)
令和3年度	57,784 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	57,784 (1法人)
合計	101,533 (9法人)	6,260 (7法人)	20 (1法人)	0	0	0	0	0	0	107,813 (17法人)

(別紙2)